

## 協同農業普及事業の実施に関する方針

平成 23 年 3 月 31 日技普第 768 号  
農政部長

### はじめに

(本道農業・農村の役割)

本道の農業・農村は、安全・安心で良質な食料の安定的な生産・供給をはじめ、国土や環境の保全、美しい景観の形成など多面的な機能の発揮を通じ、道民の健全な暮らしを支えるとともに、食品加工や観光など幅広い産業と結びつき、地域の基幹産業として、地域経済・社会に重要な役割を果たしている。

(本道農業・農村が抱える諸課題)

しかし、本道農業が生産コストの低減と農業所得の向上をめざして、経営の規模拡大や生産性の向上を推進する一方で、生産活動に起因する環境問題の顕在化や、農業・農村を支える担い手の減少や高齢化、耕作放棄地の増大、集落機能の低下、鳥獣被害拡大などに加え、戸別所得補償制度の導入をはじめとする農政の大転換、さらには、WTO 農業交渉及び EPA・FTA 交渉の進展や TPP 協定に関する新たな動きも見られるなど、本道農業・農村を取り巻く情勢は大きく変化している。

(本道農業・農村の振興と推進方向)

本道の農業・農村振興は、「北海道農業・農村振興条例」(平成 9 年北海道条例第 10 号)に基づき、その基本理念である「本道の農業・農村を道民の貴重な財産として育み、将来に引き継いでいく」ことの実現に向け、平成 16 年 3 月に策定した「北海道農業・農村ビジョン 21」に示されている 4 つの視点(「食をはぐくむ」「環境をはぐくむ」「人をはぐくむ」「地域をはぐくむ」)を重視した取組を関係機関・団体との連携と役割分担のもとに推進する。

(普及事業の推進)

普及事業は、国と都道府県の協同農業普及事業として、農業経営や農村生活の改善に主体的、積極的に取り組む農業者を育成することを通じて、地域農業の発展に大きな役割を果たしてきており、引き続き普及活動の重点化、広域化による効果的・効率的な普及活動を推進するとともに、試験研究機関等で開発された新技術の地域に応じた組立と経済実証により、迅速な現場への普及に努め、さらには、市町村や農業団体、試験研究機関と連携し、意欲ある農業の担い手への支援や地域農業・農村の振興、地域経済・社会の活性化を推進する。

(普及指導員の役割)

協同農業普及事業を実施するにあたり、普及指導員(普及職員を含む。以下、同様)は、  
スペシャリスト機能・・・農業者に対し地域の特性に応じて農業に関する高度な技術及び当該技術に関する知識(経営に関するものを含む)の普及指導を行う機能

コーディネート機能・・・地域農業について、先導的な役割を担う農業者及び地域内外の関係機関との連携の下、関係者による将来展望の共有、課題の明確化、課題に対応するための方策の策定及び実施等を支援する機能

の両機能を併せて発揮し、農業者に対し生産面において技術的に支援するとともに、消費者との結びつきの強化を含めた流通面における革新を総合的に支援する役割を果たすものとする。

## 第 I 普及指導活動の課題

普及事業の効率的かつ効果的な実施を基本に、「協同農業普及事業の運営に関する指針(平成 22 年 4 月 9 日農林水産省告示第 590 号)」に示された普及指導活動の基本的課題に沿った普及指導を実施するとともに、「北海道農業・農村ビジョン 21」に示された北海道農業・農村の将来像の実現に向け、「第 4 期北海道農業・農村振興推進計画」における施策の推進方向を踏まえた地域の取組への支援と技術・経営指導を実施する。

### 1 安全安心な食料の安定供給と農業の持続的な発展に向けた取組への支援

食料自給率の向上を図るため、道産農畜産物に対する信頼を確かなものにするるとともに、「食育」「地産地消」等を通じた生産と消費の両面にわたる取組を強化する必要がある。

さらには、新品種や新技術の円滑な普及、鳥獣被害の防止など、本道農業が持続的に発展するための取組を推進することが重要である。

普及指導活動においては、麦・大豆・新規需要米等の生産拡大に対する体制の整備や耕畜連携への取組、農業生産段階における工程管理手法（GAP）及び畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証基準（農場 HACCP 認証基準）の導入に対する支援を行うとともに、「食育」「地産地消」等の道産農畜産物の消費拡大に繋がる各種取組を支援する。

また、農業・農村の持続的な発展のため、試験研究機関や農業農村整備事業担当部局との連携により、冷湿害・高温障害などの異常気象による農業被害の軽減に向けた技術の検討やほ場の維持管理・整備に関する方策の検討を行う。

さらには、地域の実情に応じて、直播栽培などの省力・低コスト技術や経営管理手法等の普及、エゾシカなどによる農作物への被害防止に関する取組を支援する。

※ 北海道農業・農村ビジョン 21 に示された取組方向（例示）

- ・ 消費者の信頼に支えられた安全・安心な「食」のシステムづくり
- ・ 豊かな食生活をはぐくむ食料の生産・提供
- ・ 地産地消や食育などを通じた消費者と生産者との結び付きの強化

### 2 環境と調和した農業生産に向けた取組への支援

環境と調和した持続可能な生産活動を促進するためには、環境に優しいクリーン農業や有機農業を北海道農業のスタンダードとするための取組を強化することが重要である。

このため、普及指導活動においては、クリーン農業や有機農業技術の普及や家畜排せつ物の適正な管理と農薬・肥料の適正使用、農業生産に伴う廃棄物の適切な処理に関する技術や知識の普及に取り組む。

※ 北海道農業農村ビジョン 21 に示された取組方向（例示）

- ・ 消費者の信頼に支えられた安全・安心な「食」のシステムづくり
- ・ 「環境」と調和した生産活動の推進

### 3 地域農業・農村を支える人材の育成と地域農業を支えるシステムづくりへの支援

農家戸数の減少、高齢化、労働力不足といった様々な問題に直面している本道農業においては、地域を支えるリーダーや次代を担う活力のある若手農業者等の育成・確保、地域農業を支えるシステムづくりが重要である。

普及指導活動においては、新規就農者、集落営農、農業生産法人など多様な担い手を受け入れるための地域における気運の醸成や就農希望者の研修・教育体制の充実などの環境づくり、女性の経営や社会活動への参画、高齢者の技能を活かした取組を支援するとともに、農業経営の法人化の推進やコントラクター・TMR センター等の農作業受託組織の育成を支援する。

※ 北海道農業・農村ビジョン 21 に示された取組方向（例示）

- ・ 次代を担う多様で元気な「人」づくり
- ・ 地域農業を支える経営体や組織の育成

#### 4 農業の6次産業化と農村地域の振興に向けた取組への支援

地域自らが創意と工夫を凝らし、地域の特色ある資源を活かした地域ブランドづくりを促進するとともに、農業を核とした地域おこしや農村の活性化を推進することが重要である。

普及指導活動においては、生産者自らが行う農畜産物の加工、販売活動といったアグリビジネスの振興や農商工連携による地域資源を活かしたブランド開発・販路拡大などの農業の6次産業化に対する取組、消費者・実需者のニーズに応じた農畜産物の安定的な生産・供給と農業を核とした魅力ある地域づくりに向けた取組を支援する。

また、農業生産の基本である農地を効率的に活用するため、耕作放棄地の発生防止・解消・再生に向けた取組や地域の中核的な担い手への農地の利用集積に向けた取組を支援する。

※ 北海道農業・農村ビジョン21に示された取組方向（例示）

- ・ 個性を活かしたオンリーワンの「地域」づくり
- ・ 「環境」を保全し、心やすらぐ田園空間の創造

## 第II 普及指導員の配置に関する事項

普及事業を実施する上での課題及び農業者等のニーズに的確に対応するため、農業の情勢や地域の特性等に配慮した上で、スペシャリスト機能、コーディネート機能の両機能が最大限に発揮されるよう、普及指導員の適正な配置に努める。

### 1 普及指導員の職務

#### (1) 農業者に対する普及活動

巡回指導、相談、実証ほの設置、実証モデル農家の設定、講習会の開催その他の手段により、直接農業者に接して、農業生産方式の合理化その他農業経営の改善と農村生活の改善に関する技術及び知識の普及指導を行う。

また、普及活動の実施にあたっては、農業改良資金をはじめとした制度資金の活用や総合振興局・振興局（以下「総合振興局等」という。）独自施策との連携、試験研究課題との連動など行政や試験研究との連携による普及活動の推進に努める。

#### (2) 調査研究

試験研究機関等で開発された技術が現地において適応するよう、実証ほの設置、実証モデル農家の設定等による調査研究を行い、地域の農業経営の改善に有効な研究成果の迅速な普及に努める。

また、地域に応じた技術組立や経営管理手法の導入について、地域課題解決に係る調査研究成果等の普及に努める。

#### (3) 普及情報の収集、分析、提供

農業経営又は農村生活の改善に関する技術・知識、普及活動事例、農業者の意向や市場動向、消費者ニーズ等の普及活動に必要な情報を収集、分析・加工し、農業者等に提供する。

#### (4) 関係機関・団体等との連携

市町村や農業協同組合等の関係機関・団体との連携に努め、役割分担を明確にした上で、市町村の地域計画、農業協同組合の計画等の策定や地域農業づくりの取り組みに対する支援を行う。

#### (5) 普及活動の成果の把握と新たな普及活動への反映

普及活動の取り組み経過の記録や普及活動の成果を取りまとめる。

普及活動の成果の取りまとめにあたっては、普及対象の経営経済的評価を踏まえた取りまとめを行うとともに、効率的・効果的な普及活動を行うためには、地域における共通認識の醸成と課題化、課題解決手法の選択と総合的な取り組みの推進に至るプロセスと農業経営や地域の農業構造への影響などを時系列的に把握することが重要であることから、普及対象の継続的な把握と働きかけに努める。

なお、これらの活動とともに成果の高かった普及活動事例についての波及に努める。

## 2 配 置

様々な気象条件や地理的条件のもとで地域農業が展開されている本道において、地域に応じた技術の組立と経営管理手法の指導や担い手の育成・確保、農村生活の改善等を推進する必要があることから、農業改良普及センター（農業改良助長法第12条に規定する普及指導センターとして設置するもので、以下「普及センター」という。）に普及指導員を配置するほか、農家子弟等に対する実践的な研修教育を行うため、農業大学校への配置や試験研究機関等において開発された高度な技術や当該技術に関する知識の普及指導や普及指導活動を効率的・効果的に行うための企画調整、情報交換等を行うため、農政部技術普及課に普及指導員を配置するとともに、その一部を地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部各場（以下「農業試験場」という。）に技術普及室を置き駐在させる。

なお、農業試験場に駐在する普及指導員が勤務する施設を技術普及室（以下「農業試験場技術普及室」という。）という。

### (1) 普及センター及び農業大学校

ア 効率的かつ効果的な普及活動の展開を基本として、地域の実情に即した普及活動を行うために必要な普及指導員数の確保と適正な配置に努める。

イ 配置される普及指導員は、普及活動計画に沿って担当する専門項目を分担し専門項目を組織的に活かした総合的な提案型の普及活動を推進する。

ウ 北海道農業・農村の次代を担う者の育成・確保を基本として、農家子弟等の育成を行う農業大学校の運営に必要な普及指導員数の確保と適正な配置に努める。

### (2) 農政部技術普及課及び農業試験場技術普及室

ア 農政部技術普及課においては、道内の普及指導活動に関する総合的な企画調整、行政施策に対する専門的な視点からの助言、普及指導活動の一層の高度化のための研修等の総合調整を、本務である調査研究や普及指導とともに担う普及指導員を配置する。

また、農業試験場には、研究の課題化や試験設計等に関する支援や技術開発の成果などを普及する普及指導員を駐在させる。

イ 配置される普及指導員は専門項目を分担するとともに、全道的な配置状況に配慮し、普及センターからの要請に対し相互に補完した活動を行う。

## 3 普及指導員の専門項目

普及指導員の専門項目を次のとおり区分し、組織的な普及活動のもと、専門性を活かした普及活動を推進するとともに、専門項目ごとに調査研究活動を推進する。

作目横断項目	① 作物（稲、畑） ② 園芸（野菜、花き、果樹） ③ 畜産（乳牛及び飼料作物、肉用牛、軽種馬）
区 分	④ 土壌及び肥料 ⑤ 植物保護 ⑥ 労働・機械 ⑦ 地域計画及び環境 ⑧ 加工及び流通 ⑨ 経営管理 ⑩ 普及方法

## 4 在任期間

### (1) 普及センター

地域の実情を踏まえた継続的・効率的な普及指導活動を推進する観点から、同一勤務地において一定期間継続して勤務できるように努める。

なお、所長等への昇任や特異な地域での勤務、その他特別な事情がある場合を除く。

### (2) 農政部技術普及課及び農業試験場技術普及室

普及センターにおける効率的かつ効果的な普及活動を継続的に支援することや試験研究との連携を確保する観点から、一定期間継続勤務できるように努める。

### 第三 普及指導員の資質の向上に関する事項

農業分野における技術革新や地域におけるニーズが多様化、高度化する中で、地域の実情に応じた的確で効率的・効果的な普及活動を展開するため、農業者や地域の関係者に信頼される高度な技術指導力と経営管理手法を指導する能力を備え、地域課題に対して総合的な課題解決能力の向上が図られるよう、普及指導員の研修の充実強化に努める。

特に、普及担当職員としての経験年数の少ない者においては、早期に実践的な指導力を向上させることが必要であることから、技術や経営管理手法、普及活動方法等に関する集合研修の実施とともに、職場段階の研修の推進に努める。

また、高度な知識、幅広い視野等を有する普及指導員を確保するため、行政との人事交流を促進する。

#### 1 普及センターに配置された普及指導員の研修

地域における普及活動を担う普及指導員の一層の資質向上を図るため、普及活動の経験の蓄積に応じた計画的、体系的な研修を実施するとともに、国が実施する研修等へ派遣する。

また、自主企画研修や普及学会への参加など自己研さんの機会の確保に努める。

##### (1) 経験年数に応じた研修

###### ア 第Ⅰ期〔基礎的な指導力の確立（新任期）〕

普及指導員として実践的指導を行うために必要な普及方法や技術・経営等に関する基礎的な指導力とコミュニケーション能力を充実強化するための研修を行う。

###### イ 第Ⅱ期〔専門的な指導力の確立〕

家族経営や法人経営等の農業経営体や生産組織、学習・研究・実践集団等が抱える技術的な課題や経営管理手法について適切に指導することが可能な能力を備えるための研修を行う。

###### ウ 第Ⅲ期〔総合指導力の確立〕

専門技術をより高度化すると同時に、これらの技術力を踏まえた地域に対する総合的な課題解決に向けた適切かつ効果的な指導を行うことが可能な能力を備えるための研修を行う。

###### エ 第Ⅳ期〔企画・管理力の確立〕

普及指導員の組織的な活動の推進や効果的な研修の実施、関係機関・団体との連携強化、試験研究・行政分野の成果や手法の総合的な活用などを行うことが可能な能力を備えるための研修を行う。

##### (2) 国内外の最新の知識・技術や他産業の経営知識等を習得させるため、海外、試験研究機関、関連産業などへの派遣研修を強化する。

##### (3) 地域の課題を踏まえた専門知識・技術を相互研さんするため、普及センター内での職場研修や総合振興局等又は必要に応じて複数総合振興局等単位でのブロック別課題解決研修を実施する。

#### 2 農政部技術普及課に配置及び農業試験場技術普及室に駐在する普及指導員の研修

高度で先進的な技術の普及を推進するため、自らの指導力の向上に努めることとし国段階の研修の積極的な活用や試験研究機関における研修と併せ、調査研究活動の充実や研究会活動を有機的に組合せ、効率的・効果的な研修を行う。

##### (1) 国が主催する普及指導員研修への派遣

高度で実践的な技術指導力や課題解決能力、調査研究に関する能力等をさらに強化、高度化するため、独立行政法人や大学等における研修派遣に努める。

##### (2) 道段階

普及指導員の指導力向上を図る観点から、最新技術の現地適応・実証等の調査研究活動を充実するとともに、調査研究活動を通じた相互の情報交換に努める。

#### 3 研修の計画的な実施と研修結果の評価

効率的・効果的な普及指導員の研修を実施するため、研修結果の評価の実施とその評価を踏まえた研修計画や研修カリキュラム、研修テキスト等の不断の見直しに取り組む。

## 第Ⅳ 普及指導活動の方法に関する事項

### 1 高度化・多様化する農業者等のニーズへの対応と総合的な提案活動

#### (1) 高度・先進的な技術の実証

試験研究機関が行う新技術や新品種の早期開発に即応しつつ、地域の実情に応じた普及を図るため、試験研究機関との連携を強化し、地域農業技術センターや先進的な農業者等の協力を得て、現場解決型の地域適応試験や経済実証などを踏まえた普及活動を推進する。

また、普及指導活動を充実させるため、大学や民間企業などの技術シーズを有する者や産学連携に知見のある者との連携に努める。

#### (2) 経営全般を見据えた普及活動

食の安全・安心の確保への対応、戸別所得補償制度への移行など、農業・農村を取り巻く情勢が大きく変化している中で、担い手の確保・育成の視点に立って、収益性と労働条件を確保する農業経営と農村生活の向上を支援するため、個別技術の普及指導に止まることなく、経営全般を見据えた普及活動を推進する。

### 2 地域が取組む構造改革等への支援

農林水産省の「協同農業普及事業の運営に関する指針」に示された、① 食料自給率の向上に向けた戦略作物等の生産 ② 農業・農村の六次産業化等による収益力向上に向けた取組③ 意欲ある多様な農業者による農業経営の育成及び確保等 ④ 食品の安全性向上に向けた取組 ⑤ 持続可能な農業生産に向けた取組及び農業分野における地球環境対策 ⑥ 農村の振興に向けた取組を支援するためには、地域内の合意形成を踏まえた地域ぐるみの活動の強化が不可欠となる。

このため、重点課題の設定と具体的な推進事項による課題解決を重点対象地区を拠点として推進するとともに、関係機関・団体と連携して地域への波及を促進する。

### 3 多様で高度化するニーズに対応する情報の収集と蓄積・加工・提供

高度・先進的な技術情報や経営改善、地域農業の振興等に関する多様な情報の収集に努めるとともに、先駆的な普及活動事例や効率的・効果的な普及活動方法に関する情報交換を推進する。

また、地域農業・農村に係る基礎的な情報の収集とデータベース化を推進し、地域担当職員の異動等による普及活動の停滞を招かないよう情報基盤を整備する。

さらに、農業者をはじめ地域の関係者から評価され、さらなる地域との信頼関係と協力関係を築くことが出来るよう、普及活動の経営経済的評価を推進し、そのための普及対象に対する経営実態や技術導入の経過、普及活動の経営変化の継続的な把握を行い、その情報の蓄積と分析等に努める。

### 4 関係機関・団体との役割分担と民間専門家、他産業の指導機関等の活用

#### (1) 普及活動の重点化と農業協同組合等との役割分担

普及活動における課題や対象の重点化による濃密な指導と迅速な課題解決に努めつつ、その活動成果の効率的な波及に努める。地域における基本的な営農技術や農業資材に関する相談、また、普及定着した技術や経営管理手法等については農業協同組合の営農指導部門や購買事業、販売事業との適切な役割分担を推進し、効果的・効率的な普及活動を実施する。

また、農業協同組合における営農指導機能強化の取組を支援するため、普及指導員と農協営農指導員等とが一体となった地域活動の推進や研修機会の確保等に努める。

#### (2) 経営の多角化や法人化に対する支援

農産加工や直接的な販売活動など、より専門的なノウハウやマーケティング活動を必要とする経営の多角化や税務や労務、組織管理などの高い専門的な知識が必要な法人化の取組等については、民間専門家や関係機関との連携と役割分担を積極的に行うとともに、多角化や法人化等の取組を通じて習得したコーディネートのノウハウについて、普及職員間の情報の共有化に努める。

### (3) 地域の関係機関・団体との連携強化

市町村や農業委員会、農業協同組合等の地域の関係機関との連携により、市町村経営改善支援センターや地域農業担い手育成センターの活動を支援しつつ、農業者が自ら取組む農業経営や農村生活の改善、地域が主体的に取り組む担い手の育成・確保などを支援する。

経営改善資金等の借入れを希望する農業者を対象とする普及指導活動においては、借入れ申込等が適切に行われるよう支援するとともに、融資後の経営改善が確実に達成されるよう、金融機関との密接な連携の確保に努める。

また、多様な地域資源の活用による農業の振興を図るため、林業・水産業等の普及指導員、商工会議所等の他産業の指導機関との連携を強化する。

## 5 行政施策の活用及び支援等

### (1) 各種行政施策の効果的な活用

農業の担い手や地域リーダー等に対する効果的な支援を行うため、総合振興局等や地域農業担い手育成センター等の関係機関・団体との連携を推進するとともに、必要に応じ、農業改良資金等の制度資金や地域振興施策に対する各種補助事業等を普及課題解決のために活用するとともに、総合振興局等施策の円滑な実施に配慮した普及活動を推進する。

### (2) 農政部各課及び出先機関との連携

ア 技術普及課普及指導員は、農政部各課が企画、実施する施策について、技術や経営、農村生活等に関する専門的な視点からの助言を行う。農業試験場に駐在する普及指導員は、技術普及課普及指導員と連携し、農政部関係課に対して必要な助言を行う。

イ 関係課は、施策推進上、普及組織の対応が必要な場合について、その必要性について、十分に検討の上、技術普及課との調整を踏まえ、総合振興局等に対し必要な通知を行う。

ウ 家畜伝染病等の防疫対応については、農政部や総合振興局等に設置される対策本部等への参画を行うとともに、家畜衛生担当部局や家畜保健衛生所が行う現場対応への協力・支援を行う。

### (3) 関係機関・団体との役割分担

ア 市町村や農業委員会、農業協同組合等関係機関・団体との役割分担を踏まえ、行政施策と連携した普及活動を行う。

イ 市町村や農業協同組合等が設置している地域農業技術センター等に対しては、企画運営や技術力向上に向けた支援を行う。

## 6 広域的な普及活動の充実と組織的な地域活動の展開

### (1) 地域担当と広域担当による活動体制

#### ア 地域課題に対する組織的な対応

地域農業のまとまりを踏まえ設定された活動区域を基本的な活動単位として、複数の専門分野の普及指導員で構成する係体制による組織的、総合的な地域活動を展開する。

なお、地域対応力強化のため、必要に応じてイの広域的専門活動を行う普及指導員を兼務配置する。

#### イ 広域的な対応による高度で専門的な普及活動の実施

高度で多様な課題解決を迅速に行うため、広域的に専門活動を行う普及指導員を普及センター（本所）に集中的に配置する。

なお、地理的・交通上の条件や主産地の特定課題対応などの必要性を踏まえ、普及センター支所に広域的に専門活動を行う普及指導員を配置する。

### (2) 地域農業の維持・活性化に係る広域普及活動体制

地域農業の活力を維持・向上させるための普及活動として、広域的に人材育成、情報・クリーン・有機、生産合理化・組織化、高付加価値化に係る普及活動を行う普及指導員を普及センター（本所）に配置する。

(3) 地域活動の拠点

総合振興局等ごとに 14 の普及センターを配置するとともに、地域に密着した普及活動を推進するため、34 か所に支所を配置する。

(4) 普及センター（本所）及び支所の機能

ア 普及センター（本所）の機能

6 の(1)のアの普及活動を行う地域担当を配置するとともに、6 の(1)のイの普及活動を行う広域担当を配置し、地域対応と普及センター支所の支援を併せ行う。

イ 普及センター支所の機能

6 の(1)のアの普及活動を行うとともに、広域的な専門活動を行う普及指導員を配置された支所にあつては、普及センター（本所）と連携しつつ、支所管轄地域等において、より高度で専門的な普及活動を推進する。

## 7 効率的・効果的な普及指導活動体制の整備

普及指導活動については、農業改良助長法第 12 条第 2 項の事務を担う普及センターと農政部技術普及課及び農業試験場技術普及室が連携し、その効率的・効果的な実施に努める。

(1) 普及センター

ア 普及活動計画

普及センターは、管内の普及活動を総合的かつ計画的に行うため、管内の農業及び農村の発展方向に対する中長期的な視点を踏まえて、農業関係及び生活関係の指導支援事項や地域活動と広域活動を一体的、総合的に整理した「普及活動計画」を策定する。

(ア) 普及活動計画の期間は、おおむね 5 年とする。

(イ) 普及活動計画には、次の事項を記載するとともに、計画期間における体系的かつ継続的な普及活動の指針となる基本的な計画と当該年度において実施すべき普及活動を整理した年度計画を併せた計画とする。

- ① 地域の概要
- ② 農業改良普及センターの普及活動の方針
- ③ 農業改良普及センターの普及課題
- ④ 地域の現状と改善方向
- ⑤ 地域課題と活動計画
- ⑥ 広域課題と活動計画
- ⑦ 普及業務計画
- ⑧ 業務分担

イ 活動体制

(ア) 活動区域ごとに係体制により、その地域の主要な農業・農村の形態に即した普及指導員を配置にする。

(イ) 各普及センター（本所）に、人材育成、生産合理化・組織化、情報・クリーン・有機、高付加価値化担当主査を配置する。

① 人材育成担当主査

青年農業者・女性農業者等の技術力や経営管理手法の習得など多様な担い手の確保・育成及び地域農業を支える人材支援に向け、所管地域における普及活動の総合的な企画調整や関係機関・団体等との調整などを行う。

② 生産合理化・組織化担当主査

農業機械の共同利用やコントラクタ事業、TMRセンター等の取組推進など集落営農の組織化の構築、協業経営体の法人化推進等に向けた取組の情報・連携面の整理、蓄積、加工、提供を行う。

③ 情報・クリーン・有機担当主査

先進情報・地域情報等を提供するための企画調整や活動体制の整備、情報提供のための企画立案等、情報の受発信の窓口となるインターネットホームページの運営。

クリーン農業や有機農業に関する情報の収集・蓄積・加工・提供など情報共有化を推進する。

④ 高付加価値化担当主査

地域の農業・農村が今後とも持続的に発展していくためには、農業者が地場産業

- 等との連携による高付加価値化を進める必要があるため、生産から加工・販売までのマーケティング活動について情報の整理、加工、提供等を行う。
- ウ 管内の主要な経営形態や作目等で緊急な課題に対応するため、普及センター（本所）に広域専門主査を集中配置する。
- エ 生産規模等に地域的な差がある作目等について、効率的かつ継続的な普及活動を展開するため、主産地（先進地）の普及センター支所に広域専門主査を配置する。
- オ 農業試験場の技術体系化チームが取組む「技術体系化プロジェクト研究」と緊密な連携を図る。
- カ 実証展示ほ等の設置にあたっては、農業試験場技術普及室をはじめ、地域の関係者などと試験設計や役割分担等について十分な検討・協議を行う。

(2) 農政部技術普及課及び農業試験場技術普及室

ア 普及活動計画

農政部技術普及課は、毎年毎に普及活動計画を樹立する。普及活動計画には、次の事項を記載する。

- ① 活動基本方針
- ② 活動体制
- ③ 活動計画
- ④ 研修計画
- ⑤ 調査研究

イ 普及指導員の活動体制

農業技術や経営管理手法の多様化・高度化に対応し、普及センターに配置された普及指導員の普及活動の支援の強化を図る観点から、次のとおり担当区域を定め、地域の特性・実情に応じた対応を強化するとともに、ブロック内での相互補完による活動と専門配置のない項目についてのブロック間の補完を行う。

区 分	担当技術普及室	担 当 区 域
道央・道南 ブロック	農業研究本部技術普及室	空知総合振興局、石狩振興局、 後志総合振興局、胆振総合振興局、 及び日高振興局
	道南農業試験場技術普及室	渡島総合振興局及び檜山振興局
	花・野菜技術センター 技術普及室	空知総合振興局
道 北 ブロック	上川農業試験場技術普及室	上川総合振興局及び留萌振興局
	上川農業試験場天北支場技 術普及室	宗谷総合振興局
道 東 ブロック	十勝農業試験場技術普及室	十勝総合振興局
	北見農業試験場技術普及室	オホーツク総合振興局
	根釧農業試験場技術普及室	釧路総合振興局及び根室振興局
	畜産試験場技術普及室	十勝総合振興局

### (3) 普及活動の実施及び評価

ア 普及センターにおいては、効率的・効果的な普及活動の実施とその高度化を図るため、次により普及活動計画に基づく計画的な活動の推進に努める。

また、プラン（計画）・ドゥー（実行）・チェック（点検）・アクション（改善）の4段階の行為が一連となった計画的な活動を実施することで、普及活動水準を高めるとともに、地域の理解とさらなる協力を得て円滑な普及活動を推進する。

(ア) 普及指導員は、普及活動を効果的に行うため、それぞれ担当する主要な活動項目ごとに実施計画を作成し、それに沿った活動を行うとともに、活動後の記録をまとめることを通じ、普及活動の継続性の確保と活動内容のさらなる充実を努める。

(イ) 普及センターは、次年度以降の適切な普及活動を推進するため、普及活動計画の樹立にあたって、普及活動の評価を実施する。

#### a 内部評価

普及活動計画に定めた普及課題の取り組みに対する進捗状況の整理や活動記録の確認により活動の効果や問題点等を分析するとともに、普及対象の経営経済的評価を実施する。

#### b 外部評価

内部評価を含めた普及活動の成果について、(7)の地域農業改良普及推進協議会等に報告するとともに、これに対する農業者をはじめ関係機関・団体等の意見の把握を行う。

### イ 外部第三者委員会の活用による評価

計画的な普及活動の一層の推進や外部の理解と協力を促進するため、道段階における外部第三者委員会を設置し、普及事業の成果について、試験研究や行政、学識経験者等の幅広い視野から、客観的な評価を実施する。

なお、普及活動に関連する試験研究及び総合振興局等行政も含めた地域農政全般について、外部の有識者など幅広い視点から評価や提言を受けるものとして、各総合振興局等段階において「地域農業づくり懇談会」を開催する。

### (4) 普及センターの情報提供・相談機能の強化

ア 総合振興局等農務課をはじめ農業農村整備事業担当課や市町村・農業協同組合等の関係機関・団体との積極的かつ効率的な情報交換に努める。

イ 農業技術や経営・農村生活の改善、地域農業づくり等に関する情報の拠点として、地域の農業者や関係機関・団体、農業高校等の農業教育機関等が活用できるよう、普及センターの情報提供機能を充実させる。

ウ 普及活動の重点化・広域化により、農業者に対する一般的な農業技術や経営管理等の支援活動について、農業協同組合の営農指導機能等による対応を基本としつつ、地域の関係者による合意形成を踏まえ、関係機関・団体との役割分担と営農支援を担う団体や担当職員に対して、必要となる情報提供や提案等の活動を行う。

### (5) 農業改良普及推進協議会

#### ア 道段階

(ア) 市長会、町村会、農業会議、北海道農業協同組合中央会及び農業協同組合連合会等の団体で構成されている北海道農業改良普及事業協議会と連携を密にして、普及事業の円滑な推進について、理解と協力が得られるよう努めるとともに、普及事業に対する具体的な意見や提言等を受け、普及活動に反映させる取り組みを推進する。

(イ) 社団法人全国農業改良普及支援協会との連携を密にするとともに、同協会が発信する各種情報を効果的に活用することで普及活動の充実に努める

(ウ) 社団法人北海道農業改良普及協会と連携し、同協会が発行する「農家の友」に対する具体的な普及活動事例の提供を行うとともに、「農家の友」が持つ地域に対する情報提供機能を活用しつつ、普及活動の充実に努める。

(エ) 指導農業士会や農業士会との連携した、地域における普及活動の推進に努める。

#### イ 普及センター段階

地域農業の代表者や関係機関・団体等で構成される農業改良普及推進協議会との連

携に努め、地域の課題とニーズに対応した普及活動を行う。

なお、営農推進協議会や営農対策協議会等の農業改良普及推進協議会に類似した機能を有する協議体が設置されている場合は、当該協議体をもって推進協議会に代える。

## 8 農業研修教育の充実強化と農業に対する教育への取り組み

- (1) 普及センターは、先進的な経営を実践する指導農業士等との連携により、青年農業者の育成や新規就農の支援に関して、必要な情報の提供や、自主的な研究活動に対する支援を行い、就農相談等に対応する。

また、道立農業大学校や地方独立行政法人北海道立総合研究機構花・野菜技術センターにおける研修教育機能と効果的に連携した普及活動を推進する。

- (2) 道立農業大学校は、農業高等学校等との連携により農家子弟等の資質向上に取り組むとともに、プロジェクトを主体とした実践教育や先進農家体験実習など、大学校生の資質や可能性に配慮した弾力的な研修教育の推進に努める。
- (3) 道立農業大学校は、試験研究機関や農業団体等との連携や役割分担の明確化を図りつつ、農業の担い手に対し、農業技術や経営管理手法に関する専門的かつ体系的な研修の実施に努めるものとする。

## 9 情報の受発信機能の充実強化

- (1) 農政部技術普及課及び農業試験場技術普及室に配置された普及指導員は、農業情報の収集や分析に努めるとともに地域の要請に応じた迅速で的確な情報の提供や普及センターの情報の受発信機能の強化に向けた助言・支援を行う。

- (2) 普及センターにおける情報の受発信機能の強化

ア 農業者や関係機関・団体等からの情報ニーズに的確に対応するため、気象や農作物の生育状況や新技術、先進的事例などの情報を体系的に整備する。

イ 土壌診断や気象情報、飼料給与等に係る分析の情報提供に情報機器とネットワークシステムを積極的に活用することにより、効率的・効果的な普及活動を行う。

## 第V その他協同農業普及事業の実施に関する事項

### 1 男女共同参画社会の形成

女性農業者の経営への参画をめざすために、技術力や経営管理能力の向上研修や家族経営協定の締結促進、地域における関係者の合意形成のための活動等に対して、支援を行う。

### 2 地域の営農指導機能の強化

地域における営農指導機能を強化するため、農業協同組合や地域農業技術センターなどの職員に対する農業技術や経営管理に関する研修等に対して支援する。

### 3 海外技術協力等への対応

厳しい気象条件や土壌、経済立地等の環境下で本道の農業振興と農村活性化に寄与してきた普及組織の技術や経営管理手法の普及定着等に関するノウハウを持ち備えた普及職員の海外派遣と海外からの研修生の受入等を通じて、国際貢献に努める。

### 4 他都府県との連携の強化

多様化・複雑化した全国的な課題をより効率的に解決するため、他都府県と技術の情報交換を行う。